

これより、議案第32号「令和5年度安芸市下水道事業会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第33号「安芸市議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、山下裕議員。

○山下 裕議会運営委員長 議案第33号「安芸市議会の個人情報の保護に関する条例」を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び安芸市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月20日

議会運営委員会委員長 山 下 裕

令和3年の個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報保護に関する3つの法と各地方公共団体の個人情報保護条例が、新たな個人情報の保護に関する法律として統合され、令和5年4月に施行されます。

新しい法では安芸市議会が対象外となるため、議会における個人情報の適正な取扱いに関して、必要な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するために当該条例を制定するもので、議会運営委員会で協議し全委員の同意を得たので、議案を提出するものです。

御賛同いただきますようお願いいたします。

○徳久研二議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております本件は、質疑、委員会付託及び討論を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、質疑、委員会付託及び討論を省略することに決しました。

これより、議案第33号「安芸市議会の個人情報の保護に関する条例」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第34号「安芸市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 提案をいたしました議案につきまして、提案理由を説明いたします。